

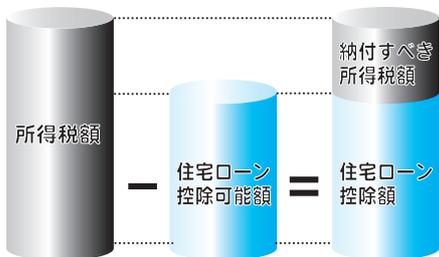
平成19年度～ 税源移譲によって 所得税・住民税が変わっています

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

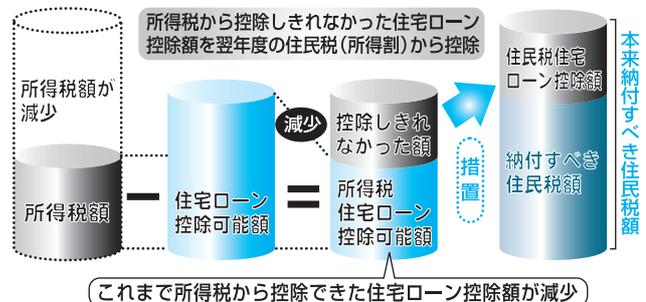


税源移譲により所得税が減額となり、住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）額が所得税額より控除しきれなく減税額が変わってしまう場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により平成20年度分以降の住民税の所得割から控除することができます。

税源移譲前



税源移譲後



平成20年度以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在にお住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。申告書は、養父市ホームページから印刷いただくか、養父市税務課または各地域局市民課に備え付けています。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出する
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出する

住宅ローン控除 Q & A

Q. 住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？

A. 住民税の住宅ローン控除額は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q. どういう場合に、住民税の住宅ローン控除の対象になるの？

A. 次の(1)または(2)のいずれかの要件を満たす方が対象になります。

- (1)税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり控除しきれなくなった方

- (2)住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

※給与所得者で所得税の確定申告を要しない方は、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別税額控除可能額」が記載されますので、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、控除の対象となります。

Q. 平成19年以降に入居した場合は？

A. 住民税の住宅ローン控除の適用はありません。所得税において新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられました。